

別紙 3 移行データの取扱いに係る留意点

別紙 3. 移行データの取扱いに係る留意点 (1)

1. 海上・航空共用蔵置場における対応

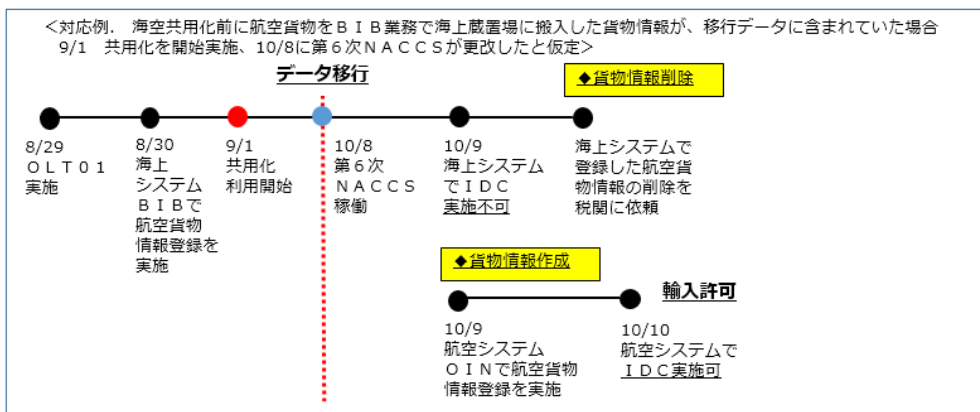
> 輸入

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空業務で再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

(対応例) 海空共用化前に航空貨物を「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務で海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

- ⇒ 航空の「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務で再度航空の貨物情報を作成してください。
- また、海上システムで搬入した航空貨物情報の削除を税関に依頼してください。



別紙 3. 移行データの取扱いに係る留意点 (2)

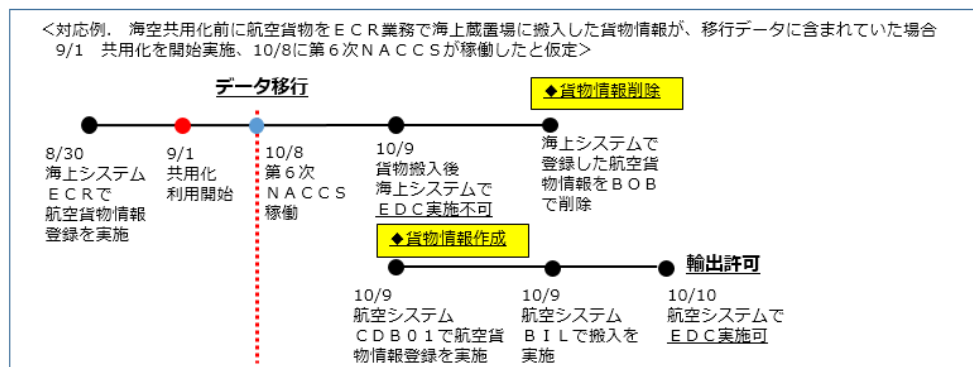
> 輸出

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれているおり、輸出申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

(対応例) 海空共用化前に航空貨物を「輸出貨物情報登録(ECR)」業務で作成し、海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

- ⇒ 航空の「輸出貨物情報登録(CDB01)」業務で再度航空の貨物情報を作成し、航空の「一括搬入確認登録(BILO1/BIL)」業務で搬入してください。
- また、海上システムで搬入した航空貨物情報を海上の「搬出確認登録(貨物引取り)(BOB)」業務で内貨搬出してください。



別紙3. 移行データの取扱いに係る留意点（3）

2. 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

> 輸入

移行前（10月7日）の状態	移行後（10月8日以降）に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
航空システムで運送中、かつ、貨物搬入前	NACCSによる搬入業務（BIB）、簡易貨物情報登録（SCR）及び輸入申告等の後続業務不可。	マニュアルで搬入確認及び輸入申告する。
海上システムで搬入後、申告事項登録（IDA）前	NACCSによる輸入申告業務不可。	マニュアルで輸入申告する。
申告事項登録（IDA）後、申告（IDC）前	申告（IDC）業務及び以降のNACCS業務（訂正も含む）実施可能。	不要
申告（IDC）後	申告変更、審査終了等後続のNACCS業務実施可能。	不要

注：航空貨物を海上システムで事項登録（IDA等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。

> 輸出

移行前（10月7日）の状態	移行後（10月8日以降）に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
貨物情報登録（ECR）後、申告事項登録（EDA）前	NACCSによる輸出申告業務不可。	マニュアルで輸出申告する。
申告事項登録（EDA）後、申告（EDC）前	申告（EDC）業務及び以降のNACCS業務（EDA又はEDA01による訂正を除く。）実施可能。なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は別途マニュアルで輸出申告する。なお、EDAの情報は一定期間経過後削除される。
申告（EDC）後	審査終了等後続のNACCS業務（EDA01による訂正を除く。）実施可能。なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は手作業移行のうえ、マニュアルで輸出申告する。

注：航空貨物を海上システムで事項登録（EDA等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。ただし、許可前に訂正を要する場合を除く。

